

様式第20（第20条関係）

(表)



環境管理事業所認定申請書

※整理番号

平成29年7月26日

鹿児島市長 殿

申請者 住所 鹿児島市七ツ島二丁目1番地

氏名 株式会社 南光

代表取締役 上田平 孝也



環境保全条例第35条第2項の規定により、環境管理事業所の認定について次のとおり申請します。

事業所の名称	株式会社 南光 本社第一工場 電話 (099-263-0888)	
事業所の所在地	鹿児島市七ツ島二丁目1番地	
事業所の概要	業種	1 建設業 ② 製造業 3 電気・ガス・熱供給・水道業 4 運輸・通信業 5 卸売業 6 小売業 7 飲食店 8 金融・保険業 9 不動産業 10 サービス業 11 その他 ()
	事業内容	金属製品製造業（建築金物加工）
ISO14001等の取得状況	取得していない 取得している (ISO14001、エコアクション21、その他 ())	
担当者連絡先	職名・所属	品質保証部
	氏名	遠矢 佳巳
	電話	099-263-0888

備考

- 1 ISO14001等の認証を受けている場合は、登録を証する書面を添付すること。
- 2 ※印欄は記載しないこと。
- 3 申請者本人による署名の場合は、押印は不要とする。
- 4 事業所の名称、所在地及び環境に関する方針については、鹿児島市環境保全条例第37条の規定により、公表します。

(裏)

環境に関する方針	<p>継続的に以下の環境活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減 ・紙使用量の削減 ・ボランティア清掃の実施 	
環境目標及び 目標達成のための 具体的方策	環境目標	具体的方策
	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の適温化（夏 28°C以上、冬 19°C以下の徹底）
	H29年度：1%削減（H28年度基準）	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な電源消灯の徹底
	H30年度：2%削減（H28年度基準）	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンフィルター清掃の徹底
H31年度：3%削減（H28年度基準）	<ul style="list-style-type: none"> ・照明機器のLED化 	
<p>【目標達成状況の確認：3カ月ごと】</p>		
紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーの励行 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙使用の励行 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパレス化の促進 	
<p>【目標達成状況の確認：3カ月ごと】</p>		
ボランティア清掃の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工場周辺のボランティア清掃を実施する。 	
	<p>【目標達成状況の確認：3カ月ごと】</p>	
環境管理の体制	<p>代表者【役職等：代表取締役 氏名：上田平 孝也】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する方針の決定及び環境管理全体について、評価・見直しを行う。 	
	<p>統括責任者【役職等：管理本部長 氏名：福留 廣文】</p>	
・環境管理の実施状況を把握し、代表者が環境管理システムの評価・見直しを行うための情報を提供する。		
	<p>担当者【役職等：品質保証部部長 氏名：遠矢 佳^巳】</p>	
・統括責任者の指示のもと、環境方針の掲示・目標達成に向けた具体的方策の推進及び行動の記録、達成状況を評価するための点検・記録を行う。		

様式1【環境関連の法令（指針第2項）】

番号	法 令 名	届出等の状況	遵守状況
1	鹿児島市環境保全条例	公害防止事前協議書 環境管理報告書	○
2	工業用水法		
3	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
4	大気汚染防止法	ばい煙発生施設(乾燥炉×3台)設置届	○
5	騒音規制法		
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	○
7	水質汚濁防止法(下水道法を含む)		
8	悪臭防止法		
9	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		
10	振動規制法		
11	エネルギーの使用の合理化等に関する法律		
12	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法		
13	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		
14	ダイオキシン類対策特別措置法		
15	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用エアコンの簡易点検	○
16	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	○
17	土壤汚染対策法		
18	鹿児島県公害防止条例		

※ 届出等の状況で、該当がないものは空欄、遵守状況は○×を記載してください。

様式2 【現状の把握（指針第3項）】

	内 容	チェック
C O 2 排 出	天然ガス、都市ガス等の環境負荷の少ない燃料を使用している。	○
	太陽光・太陽熱・風力などの自然エネルギーを活用している。	○
	使用後の消灯、不必要的照明の消灯、照明の間引きを実施している。	○
	LED照明、人感センサー、自動照度調節、昼光センサー、省エネルギー型の機器などの導入を図っている。	×
	インバーター照明等照明機器、自動販売機の省エネルギー化を進めている。	×
	空調の適温化・保守管理を徹底し、稼働時間・稼働区画に配慮している。	○
	カーテン、ブラインド、よしず等を活用し、冷暖房効果を高めている。	○
	屋上緑化及び壁面緑化（緑のカーテン）により冷房負荷を低減している。	×
	OA機器を使用しないときは、こまめに電源を切っている。	○
	エレベーターの適正運転を徹底している。	—
	作業工程を適宜見直し、効率的な作業による省エネルギーに努めている。	○
	建築物の断熱性向を進めている	×
輸 送 等	自然光を取り入れる工夫をしている。	×
	クールビズ・ウォームビズを実践している。	○
	燃費、リサイクル素材の使用等を考慮し、自動車を購入している。	○
	最新の排ガス規制及び騒音規制に適合した車両や低公害車の利用に取り組んでいる。	○
	製品等を輸送するときは、鉄道及び海運を積極的に利用している。	○
	積載量管理や共同輸配送又は帰り荷の確保に取り組んでいる。	○
	周辺交通や周辺環境への配慮を行っている。	×
廃 棄 物	エコドライブを行っている。	×
	再利用できるコンテナ等を利用している。	—
	公共交通機関の利用及び近い場所への徒歩、自転車での移動を行っている。	×
	詰め替え式の容器又は製品またはリターナブル容器入りの製品の販売促進に取り組んでいる。	○
	再使用又はリサイクル容易な製品を優先的に購入し、使い捨て製品の使用や購入を抑制している。	○
	コピー機・プリンターの使用済みトナー一カートリッジを回収している。	○
	シュレッダーの使用を秘密文書等に限っている。	○
	分別回収ボックス等によりゴミの分別を徹底している。	○
	仕入計画を徹底し、余剰品の削減に努めている。	○
	食べ残し、残飯等の有機物質については可能な限り飼料化・堆肥化し、ゴミの減量化や資源化を図っている。	×
水	生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液や樹木の剪定枝等の再利用を進めている。	×
	廃棄物管理票（マニフェスト）による廃棄物の適正な処理、有害廃棄物又は医療廃棄物の管理を行っている。	○
	廃棄物焼却の際、近隣環境への配慮等を行っている。	—
	洗車時のバケツ利用や、貯留タンクによる雨水利用を行っている。	×
紙	浸透マス、屋外駐車場の透水性アスファルト舗装等で雨水が地下浸透できるための工夫を行っている。	×
	節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している。	×
	節水こまの設置や「節水」等の標識による意識啓発を行っている。	○
梱 包	両面印刷又は両面コピー、裏紙利用を徹底し、ミスコピー削減を推進している。	○
	事務手続きの簡素化並びにファイリングシステム化、ペーパーレス化を推進している。	○
	効率的な資料作成に努めている。	○
グ ンリ	包装、梱包、段ボール等の削減・再使用に取り組んでいる。	○
	簡易包装の推進又は多重包装の見直しに努めている。	○
	納入業者に梱包材の持ち帰りを要求している。	×

※ すでに取り組んでいる項目は“○”、未実施の取組は“×”、該当がない取組は“—”を記入します。

※ ×が多い項目は、目標に設定することで効果が期待できます。

様式3【年間環境負荷量の把握（指針第3項）】

【基準年度】

平成28年4月～平成29年3月

【基準値】

二酸化炭素排出項目		消費量
電気	購入電力	1,169,943 kWh
燃料	灯油	L
	A重油	L
	LPガス	Nm ³
	都市ガス	Nm ³
自動車	ガソリン	L
	軽油	L

※ 環境目標に設定した項目について
記入してください。

廃棄物排出項目		発生量(A)	再資源化量(B)	処分量(A-B)	
一般廃棄物	紙類	t	-	t	= t
	缶・びん	t	-	t	= t
	ペットボトル	t	-	t	= t
	プラスチック容器類	t	-	t	= t
産業廃棄物	汚泥	t	-	t	= t
	がれき類(コンクリート破片等)	t	-	t	= t
	木くず	t	-	t	= t
	金属くず	t	-	t	= t
	廃プラスチック類	t	-	t	= t
	特別管理	t	-	t	= t
	廃油	t	-	t	= t
	廃酸・廃アルカリ	t	-	t	= t
	有害産業廃棄物	t	-	t	= t

※ 消費量、発生量等の単位は変更してもかまいません。

資源利用項目		使用量
水	上水道	m ³
	工業用水	m ³
	地下水	m ³
	合計	m ³
紙	OA用紙	枚
	封筒	枚
	その他	枚
	合計	447831 枚

様式4 【環境目標・管理体制・具体的方策（指針第5項～第7項）】

【基準年度】

平成28年4月～平成29年3月

【環境目標の項目と目標値】

環境目標			
項目	基準年度【平成28年度】に対する目標		
・電気使用量の削減 平成31年度までに3%削減	1年目	1	% 削減・向上、実施、()
	2年目	2	% 削減・向上、実施、()
	※最終目標 3年目	3	% 削減・向上、実施、()
・紙使用量の削減 平成31年度までに3%削減	1年目	1	% 削減・向上、実施、()
	2年目	2	% 削減・向上、実施、()
	※最終目標 3年目	3	% 削減・向上、実施、()
・ボランティア清掃の実施 平成31年度までに年間3回実施	1年目	年1回	% 削減・向上、実施、()
	2年目	年2回	% 削減・向上、実施、()
	※最終目標 3年目	年3回	% 削減・向上、実施、()
目標達成状況の評価: 3か月ごと	1年目		% 削減・向上、実施、()
	2年目		% 削減・向上、実施、()
	※最終目標 3年目		% 削減・向上、実施、()
目標達成状況の評価: か月ごと	1年目		% 削減・向上、実施、()
	2年目		% 削減・向上、実施、()
	※最終目標 3年目		% 削減・向上、実施、()

【環境管理体制・具体的方策】

代表者	
役職： 代表取締役	環境に関する方針の決定及び環境管理全体について、評価・見直しを行う。 ・毎年、年度最終月に統括責任者から目標達成状況等の報告を受ける。 ・報告に基づき、環境管理システムの運用状況の評価・見直しを行う。
氏名： 上田平 孝也	
統括責任者	環境管理の実施状況を把握し、代表者が環境管理システムの評価・見直しを行うための情報を提供する。 ・毎年、年度最終月に代表者へ1年間の取組結果について報告する。 目標の達成状況を評価し、非達成の場合は原因考察・改善方策の提案・指示等を行う。 ・環境目標の達成状況及び取り組み状況を定期的に確認し、確認印を捺印する。 ・目標非達成月について、対策を担当者に指示する。
役職： 管理本部長(専務取締役)	
氏名： 福留 廣文	
担当者	統括責任者の指示のもと、環境方針の掲示・目標達成に向けた具体的方策の推進及び行動の記録、達成状況を評価するための点検・記録を行う。 ・従業員への環境方針、環境目標、取組結果等について、研修等による周知を行う。 ・取り組みに対する行動、周知等について、実績を記録する。 ・毎月、目標項目のデータ集計・評価し、それらを記録する。 ・目標非達成月についての原因を考察し、それらを記録する。 ・統括責任者から受けた対策指示を実施し、記録する。 ・定期的に取組結果について統括責任者へ報告する。
役職： 品質保証部 部長	
氏名： 遠矢 佳巳	